

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標1	権利を守っていきます
施策の柱1	差別の解消
施策(1)	障がいや障がいのある人に対する理解の促進

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
1 市民や事業者などが、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、多様な広報・情報媒体を積極的に活用します。	<ul style="list-style-type: none"> 4月の発達障がい啓発週間や12月の障がい者週間に合わせた啓発記事のほか、障がい者アスリートの活躍紹介、基幹相談支援センター、つくしひあの事業紹介などについて、「広報だざいふ」やホームページ、SNS等を積極的に活用し、啓発を行った。 成人式において、新成人に対してヘルプカード周知チラシの配布を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 12月の障がい者週間にを中心に、「広報だざいふ」やホームページ等において啓発を行う。 	福祉課	44
2 障がいや障がい福祉に関する市民や事業者などの理解を深めるための講演会やイベントなどを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉講演会を元気づくり課、筑紫保健福祉環境事務所と共に実施した。 開催日：令和5年3月17日（金） テーマ：「精神障がいへの理解を深める」 講師：大山和宏氏（一般社団法人えのき舎代表理事） ※コロナ感染防止のため、広く市民への呼びかけは行わずに、民生委員児童委員を対象に実施。参加者98人 発達障がい啓発週間に合わせR5.3.28～R5.4.6市役所市民ギャラリーにおいて「自閉の画家 太田宏介」さんの絵画や自閉症・発達障がいに関する展示を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 精神障がいに対する理解促進を目的に、元気づくり課、県保健福祉環境事務所と合同で精神保健福祉講演会を開催する。 地域イベントに関わる機会があった場合には、住民や事業者などの理解を深める取り組みを行っていく。 	福祉課	44
	<ul style="list-style-type: none"> 例年、校区自治協議会役員会に出席し、人権に関する「10分プレゼン」を実施する中で、障がい者への理解を深める内容を取り入れるようにしているが、令和4年度実施校区は2校区で障がい者への理解を深める内容を取り入れることができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 「10分プレゼン」を校区自治協議会役員会以外にも広げていく。 	人権政策課	44
	<ul style="list-style-type: none"> 人権啓発冊子については、発達障がいについての記事を掲載し、市民啓発を図った。 人権講座「ひまわり」については、江藤 紹史さんを講師に招き、「ありのままの私わたしていられる社会の創造にむけて～差別発言にどう取り組んでいくか～」というテーマで講演していただいた。 全学級合同の人権学習会において、ハンディキャップを持つ子どもと家族が一緒になって音やリズムを楽しむ「音楽ランド」の演奏や、主宰の國生美枝子さんに自身の体験やバンド結成の経緯を講演いただいた。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権講座「ひまわり」については、「自閉の画家太田宏介」さんのお兄さんに「障がい者の人権」について講演をしていただく予定。 家庭教育学級を中心に学習の機会を提供していく。 	社会教育課	44
3 地域でともに学び、ともに育つ教育・保育環境の中で、児童・生徒が障がいや障がいのある人に対する正しい理解と知識を深めることができるよう、幼児教育や学校教育、社会教育において、体験を通じた人権教育や福祉教育をすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> 日々の保育の中で、人権カリキュラムに沿った保育を行った。 事業所との連携を取りながら保育を行ったが、二重保育（朝夕は保育所、日中は事業所）になっていることで子どもの負担が大きい。また、家庭と事業所の連絡が上手くできていなく保育所が戸惑う事が多かった。 事業所に通うことで、保育所での経験が少なくなり行事など子どもにしわ寄せをきたしていたので、行事前などの利用について調整が必要と感じた。 療育機関主催の研修や見学はコロナ禍の中で参加出来なかつたが、きらきらルームへのグループ参加をすることができた。 支援保育士のおたより「あったかいね」を年6回発行し、保護者向けに発信した。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権カリキュラムの中のテーマをクラスたよりにのせて、保育の取り組みを周知する。 支援保育士のたよりを年6回発行して、支援の観点から保護者に発信する。 今年度事業所を利用する子どもが増えてるので、連携をとりながら進める。 研修等に積極的に参加し、保育士の知識を高めて保育につなげる。 手話を取り組んでいく意味を保育士一人ひとりが把握そして理解し、保育の中に取り入れる。 事業所と保護者と保育所の定期的な懇談を開催する。 	保育児童課 (ごじょう保育所)	44
	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍の中、定例会や研修会が予定通り実施されなかつたため、障がいに関する教育の機会を確保することができなかつた。今後は積極的に学習の機会を作っていくたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども会を対象とした研修会やジュニアリーダーズクラブの定例会等あらゆる学習の機会を利用して障がいを意識した内容を取り組む。 	社会教育課	44
	<ul style="list-style-type: none"> 「道徳の時間」「総合的な学習の時間」において人権教育や福祉教育を行い、共生という観点で考えさせた。また、特別支援学級や通級指導教室の担当者が、各学年で特別支援学級や通級指導教室の学習の様子等について話することで、障がいのある子どもの理解を深め、共に学び共に生活するよさについて学び合う機会を位置づけた。 「障がいのある子どもの居住地校交流事業」を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「道徳の時間」「総合的な学習の時間」において人権教育や福祉教育を実施していく。「総合的な学習の時間」では盲導犬や車椅子・点字等の体験学習を位置づけ、障がいのある方と実際に学習する機会を設ける。また、特別支援学級や通級指導教室についても、各学年で障がいのある子どもの理解を深める学習の工夫を行い、共生のための行動につないでいく。 「障がいのある子どもの居住地校交流事業」を実施していく。 	学校教育課	44

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標1	権利を守っていきます
施策の柱1	差別の解消
施策(2)	障がいを理由とする差別の解消の推進

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
4 障害者差別解消法について、法の趣旨・目的などに関する効果的な広報啓発活動、相談・紛争解決体制などの整備に取り組むとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。	・基幹相談支援センターの担う機能として権利擁護・虐待防止対応に関する記事や、視覚障がい者用誘導ブロック補修工事の実施に合わせた誘導ブロック上に物を置かないことを啓発する記事、福祉サービスに関する苦情解決制度の案内記事を広報だざいふに掲載した。	・12月の障がい者週間に中心に、「広報だざいふ」やホームページ等において啓発を行う。 ・基幹相談支援センターにおいて、権利擁護や虐待防止に関する相談や啓発を行う。	福祉課	44
5 障害者雇用促進法に基づき、障がいの有無にかかわらず、均等な機会や待遇の確保、さらに、障がいのある人の有する能力が有効に発揮できるための取り組みを促進します。	・福岡障害者職業能力開発校が行う初級パソコンビジネス科訓練や福岡県の障がい者ITサポート養成講習会等の周知の協力を行った。	・福岡障害者職業能力開発校が行う訓練が市内で実施される際に協力を行っていくほか、就労のためのスキル習得の取り組みについて、周知等による支援を行う。	福祉課	44

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標1	権利を守っていきます	
施策の柱2	行政サービスなどでの権利擁護のための配慮	
施策(1)	人権や権利を擁護するための仕組みづくりの推進	

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
6 障がいのある人の人権や権利擁護を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、人権相談や法律相談などの相談体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターにおいて、地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携しながら、人権や権利を擁護するための相談に対応した。 ・基幹相談支援センターにおける相談支援について福岡県弁護士会と協定を締結した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターとして、権利擁護や虐待防止のための相談に対応するとともに、地域包括支援センターや子育て支援センター、元気づくり課、社会福祉協議会等の関係機関との連携を強化する。 	福祉課	45
	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月、市役所にて人権擁護委員による人権相談を実施した。 ・相談件数は7件／年、うち障がいに関する相談は無かった。 ・人権擁護委員は、所属する障がい者に関連する部会において法務局の研修等を受講した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員による人権相談を継続し、周知を広く行う。 	人権政策課	45
7 障害者虐待防止センターの機能を強化し、相談体制などの充実を図りながら、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見などをすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止の相談窓口としての基幹相談支援センターの周知を行った。 ・窓口における家族や事業所等との日ごろの会話の中から虐待事案の早期発見に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口における家族や事業所等との日ごろの会話の中から虐待事案の早期発見に努めるとともに、要見守り支援者等について状態に応じた訪問を行う。 	福祉課	45
8 成年後見制度利用促進基本計画の策定状況に応じて、関係機関などと連携しながら、障がいのある人の人権や権利を擁護する成年後見制度の普及啓発と利用促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉ネットワーク会議において、法テラス福岡法律事務所弁護士による講義「成年後見制度等の障がい者の権利擁護について」を行い、障がい福祉サービス事業所等に制度の周知を図った。 ・相談があった場合に窓口等において成年後見制度の説明を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度に関わる相談があった際には必要な支援を行う。 ・成年後見制度利用促進基本計画に基づき、地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携しながら、成年後見人制度の周知と利用促進を図る。 	福祉課	45
9 判断能力が十分でないため適切な福祉サービスを利用することが困難な障がいのある人に対して、福祉サービスの適切な選択と利用、日常的な金銭管理などを支援するため、関係機関と連携して日常生活自立支援事業「ほのぼののサービス」の普及啓発と利用促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭管理等支援として「ほのぼののサービス」を紹介するなど、社会福祉協議会と連携した取り組みを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切なサービス利用に向けて、計画相談支援事業所によるきめ細やかなアドバイジメントを促進する。 ・金銭管理等支援として「ほのぼののサービス」を紹介するなど、社会福祉協議会と連携した取り組みを行う。 	福祉課	45
10 福祉サービス利用者などからの苦情について、関係機関と連携して福岡県運営適正化委員会などの苦情解決相談を案内するような事例はなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス利用者などからの苦情について、福岡県運営適正化委員会などの苦情解決相談を案内するような事例はなかった。 ・サービス利用にあたって利用者の要望や意見は、状況に応じてサービス事業者に事実確認や情報提供を行い、サービス向上に繋がるように努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情を受け付けた際には利用者から聴取を行うとともに、サービス事業者への確認を行い、解決を目指す。 ・また必要に応じて福岡県運営適正化委員会の実施する福祉サービス苦情解決相談を案内するなど情報を共有、分析する等により、権利擁護に資する配慮を行う。 	福祉課	45

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標1	権利を守っていきます		
施策の柱2	行政サービスなどでの権利擁護のための配慮		
施策(2)	市役所等の事務や事業における権利擁護のための配慮		

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
11 市職員などに対し、障がいや障がいのある人についての理解を深めるため、必要な研修を実施し、障がいのある人への配慮の徹底を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次障がい者プランや障害者差別解消法について、福祉課職員が講師となり主に係長級職員を対象とした研修会を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいや引きこもりをテーマとした職員研修を行う。 	福祉課	46
	<ul style="list-style-type: none"> ・市正職員及びフルタイム会計年度任用職員と希望する外郭団体職員を対象に職員同和問題研修会を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出席率向上を目指して実施する。 	総務課	46
12 市役所における事務や事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口応対では、相手の障がいに合わせて、大きな声でゆっくり話す、手話通訳やコミュニケーションボードを使用する等の配慮を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口においては、手話通訳者の配置やコミュニケーションボードの設置等により、正確かつ円滑に意思疎通ができるよう取り組む。社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を心がけた対応を行っていく。 	福祉課	46
	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口応対では、相手の状況に合わせて、各種配慮をした。 ・事業に際しては、障がいのある人も参加できる内容としたり、環境面でのバリアフリーや情報保障に配慮した。 ・ホームページやパンフレット等は、どんな人も読みやすいように、わかりやすいように言葉を選んで作成した。 ・課題は、対象が少ないため相手の要望をどこまで聞いているのか不明。 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口対応では、相手の状況に合わせて、各種配慮をする。 ・事業に際しては、障がいのある人も参加できる内容としたり、環境面でのバリアフリーや情報保障にする。 ・ホームページやパンフレット等は、どんな人も読みやすいように、わかりやすいように言葉を選んで作成する。 	防災安全課	46
	<ul style="list-style-type: none"> ・校区自治協議会等の事業の実施に際しては、段差の解消等に配慮するように、校区自治協議会や部会の会議の中で呼びかけを行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭等の校区自治協議会等の事業の実施に際しては、段差の解消等に配慮するとともに、障がい者が来場された場合、積極的に声をかけ、案内、介助をするように校区自治協議会の各部会による実行委員会の中で提案していく。 	地域コミュニティ課	46
	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者への配慮の観点から、点字によるマイナンバーカード交付申請用紙、点字器を市民課マイナンバー専用窓口に備え付けている。 ・視覚障がい者等への配慮の観点から、マイナンバー制度の案内について、市民課マイナンバー専用窓口に大活字、点字、音声CDを備え付けている。 ・市民課前の待合スペースの椅子配置変更など、どのような人にも優しい環境を作ることに努めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者への配慮の観点から、点字によるマイナンバーカード交付申請用紙、点字器を市民課マイナンバー専用窓口に備え付ける。 ・視覚障がい者等への配慮の観点から、マイナンバー制度の案内について、市民課マイナンバー専用窓口に大活字、点字、音声CDを備え付ける。 ・市民課前の待合スペースの市民目線のレイアウト変更など、引き続きどのような人にも優しい環境を作ることに努める。 	市民課	46
	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税等の申告会場は、エレベーターのある施設で行っており、令和4年度は確定申告相談会はプラム・カルコア太宰府の多目的ホールで、住民税の申告会は市役所4階大会議室で実施した。一人での移動が困難であったり、耳が聞こえにくい高齢者等も多いため、本人の状況により補助を行った。 ・日常の窓口業務においても相手の状況に合わせて、大きな声でゆっくり話すよう努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税等の申告会場は2階以上の階層の建物であれば、エレベーターのある施設で行う。 ・各種問い合わせや申告受付の際には、高齢者や障がいのある人にも対応できるよう車椅子や筆談用事務用品の準備などに配慮し、相手の状況に合わせた応対を心掛ける。 	税務課	46
	<ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防集団注射を実施した際は、障がいのある方やに配慮しながら、広くて誰でも参加しやすい会場を入れるよう努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの会場については今後も障がいのある方へ配慮し、誰でも参加しやすいよう努める。イベント実施の際も関係団体の意見を伺ながら社会的障壁の除去に努める。 	環境課	46
	<ul style="list-style-type: none"> ・同和問題啓発強調月間市民講演会を7月9日(土)に実施。参加者は220名。会場内に、要約筆記、手話通訳を準備し、ロビー内でも視聴できるようモニターを準備した。 ・太宰府市男女共同参画市民フォーラムにて手話通訳、要約筆記を準備した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・7月に開催予定の同和問題啓発強調月間市民講演会、12月に開催予定の太宰府市男女共同参画市民フォーラムにおいて、手話通訳及び要約筆記を準備する。 	人権政策課	46

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
	<ul style="list-style-type: none"> 市内公共施設におけるバリアフリー状況を調査し、福岡県バリアフリーマップへの情報掲載を行った。 新型コロナウイルス感染症による経済的打撃からの回復の最中であったこともあり、事業者との協議の結果、観光事業者への「心のバリアフリー認定制度」周知は行わなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ご高齢の方や障害のある方等すべての方がより安全で快適な旅行をするための環境整備を促進するため、市内の観光関連事業者に対し「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の周知を進めていく。 	観光推進課	46
	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施の際には、障がいのある方に配慮をして募集を行った。特に、航空自衛隊西部航空音楽隊「ふれあいコンサートin太宰府」では応募の際に、応募者からの要望を備考欄に書いて頂き、障がい者や脚が不自由な方を通路側の席にするなどの対策を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業に際しては、障がいのある人も参加できる内容としたり、手話通訳・要約筆記を配置したりする等、環境面でのバリアフリーや情報保障に配慮する。 	文化学習課	46
	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者水泳教室の実施にあたり、障がい者団体と協議のうえ実施した。身体に障がいのある市民プール利用者について、着衣の着替えに時間がかかるため本来はプール使用の延長料金が生じるところであるが、プールの管理者と協議の上、延長料金は徴収しないとする配慮を行った。 体育施設について、バリアフリーでないものも残っており、如何に改修を図っていくかが課題である。 総合体育館(とびうめアリーナ)において、障がい者駐車場から正面入り口まで点字ブロックを増設した。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施にあたり、障がいのある人も気兼ねなく参加できるような環境づくりや、障がいのある人に対して必要かつ合理的な配慮を引き続き行う。 	スポーツ課	46
13 障がいのある人へ伝える案内文書や広報などについては、障がいの特性に応じて、ファックスや電子メールなどの電子媒体、録音媒体などを活用し、わかりやすい情報提供をすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> 広報委員会に福祉課職員が参加し、障がい者にわかりやすい表現となるように心がけた。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報委員会に福祉課職員が参加し、障がい者にわかりやすい表現となるように努める。 	福祉課	46
	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙の内容については、障がいの有無にかかわらず、誰にでも分かりやすい内容や表現を心がけた。さまざまな手段で問い合わせできるよう、記事の問い合わせ先に必要に応じてファックス番号・メールアドレスを掲載するよう心がけた。 ホームページに掲載する際は、アクセシビリティに配慮された内容か確認を行ながら更新作業にあたった。 シティプロモーション担当として、全庁で作成された広報物を、伝わる内容になっているか確認し、適宜、各課へ修正依頼を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙の内容については、障がいの有無にかかわらず、誰にでも分かりやすい内容や表現を心がける。さまざまな手段で問い合わせできるよう、記事の問い合わせ先に必要に応じてファックス番号・メールアドレスを掲載するよう心がける。 ホームページに掲載する際は、アクセシビリティに配慮された内容か確認を行ながら更新作業にあたる。 シティプロモーション担当として、全庁で作成された広報物を、伝わる内容になっているか確認し、適宜、各課へ修正依頼を行う。 	経営企画課	46
	<ul style="list-style-type: none"> 広報やホームページに掲載する内容については、障がいの有無にかかわらず、誰にでもわかりやすい内容や表現を心がけるとともに、課独自で発行している印刷物についても、わかりやすい情報提供に努めた。 課題は、外部からの印刷物などはまだ今までどおりのため、障がい者に寄り添った発行ができるよう呼びかけていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報やホームページに掲載する内容については、障がいの有無にかかわらず、誰にでもわかりやすい内容や表現を心がけるとともに、課独自で発行している印刷物についても、わかりやすい情報提供に努める。 	防災安全課	46
	<ul style="list-style-type: none"> 案内文書や広報では、文字を大きくしたり、表や図を使ったりすることで、障がいの有無にかかわらずわかりやすい内容や表現を心がけた。 ホームページは、アクセシビリティに配慮して作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> 案内文書や広報では、文字を大きくしたり、表や図を使ったりすることで、障がいの有無にかかわらずわかりやすい内容や表現を心掛ける。 ホームページではアクセシビリティに配慮して作成する。 問い合わせや申し込みにファックスやメールの利用を活用し、わかりやすく情報提供を行う。 	国保年金課	46
	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの特性に応じるため、上下水道使用開始届等は、電話のほか、ハガキやファックス、インターネットで申請を受け付けた。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの特性に応じるため、上下水道使用開始届等は、電話のほか、ハガキやファックス、インターネットで申請を受け付ける。 	上下水道課	46
14 投票所での段差解消や会場内の配置を誰もが移動しやすい環境となるよう工夫するなど、投票環境の向上に努めます。	令和4年7月10日執行の第26回参議院議員通常選挙において、手すりやスロープが整備された学校施設等を投票所として使用し、会場内をスムーズに移動できるよう配置を工夫する等の投票環境に配慮した投票所づくりに努めた。また、車いすや点字器等の物品も確保し各投票所に配置した。	<ul style="list-style-type: none"> どの選挙においても、手すりやスロープが整備された学校施設等を投票所として使用し、会場内をスムーズに移動できるよう配置を工夫する等の投票環境に配慮した投票所づくりに努め、車いすや点字器等の物品も確保し各投票所に配置する。 	選挙管理委員会	46

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます	
施策の柱1	生活支援のための基盤づくり	
施策(1)	生活を支援する情報提供の充実	

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
15 市の広報紙やインターネット、冊子やパンフレットの配布、情報を記録した録音媒体の提供など、障がいの特性に応じた多様な広報・情報媒体を通じて、障がい福祉に関するサービスや各種支援制度などの内容をわかりやすく紹介し、障がいのある人やその家族が、自分に合ったサービスを適切に選択でき、利用できるよう、情報提供の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止法、障害者差別解消法等のパンフレットの福祉課窓口での配架を継続した。 ・冊子「ぬくもり」の内容について最新の情報を取り込み、充実させながら、丁寧な案内を行った。 ・社会資源マップを最新情報に更新し、窓口に設置した。 ・令和5年度から開始する医療的ケア児等レスパイトケア支援事業や緊急ショートステイ事業、公共施設利用料等の割引におけるマイクロIDの導入等について、広報、ホームページ、SNS等における情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービスや各種支援制度についてホームページの充実を図るとともに、障がい福祉の手引き冊子の内容について最新の情報を更新するなどの充実を図り、丁寧な案内を行う。 	福祉課	47

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます	
施策の柱1	生活支援のための基盤づくり	
施策(2)	生活を支援する相談支援体制の充実	

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
16 障がいのある人やその家族、高齢化する介護者などが抱えるさまざまな困りごとや悩みごとに對し、的確かつ迅速な相談支援ができるよう、市内や近隣地域の関係機関との連携を強化しながら、相談支援体制の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業所が集まる太宰府市障がい福祉ネットワーク会議を4回、また筑紫地区地域自立支援協議会を12回実施し、近隣の関係機関と連携を取った。 ・引きこもり状態の要支援者等に対して、状況に応じて訪問相談支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉ネットワーク会議(4回)開催や筑紫地区地域自立支援協議会事務局会(12回)・各部会(12回)の開催等を通して、市内や近隣の関係機関との連携強化を図る。 ・計画相談支援事業所と連携し基幹相談支援センターの機能強化を図る。 ・見守り要支援者に対して、状況に応じて訪問支援を行う。 	福祉課	47
17 相談支援にかかる市職員の専門的知識の充実や障がい福祉相談員の適正配置をすすめるとともに、行政機関や医療機関、障がい福祉サービス事業所などの保健・医療・福祉・教育・就労などの専門職の連携強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉ネットワーク会議等を開催し、行政機関や医療機関、サービス事業所を含む各種専門機関や団体と連携を取って、相談業務にあたった。 ・福祉課に障がい福祉相談員を3人配置し、相談支援を行った。 ・医療的ケア児支援、精神障がい者支援、虐待対応等に関する研修に職員が積極的に参加し、専門的知識の充実に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を持つ障がい福祉相談員3人を福祉課に配置する。 ・年に4回の障がい福祉ネットワーク会議を通して、専門職との交流を図る。 ・幅広い支援の充実のために保健、子育て支援、学校教育などの部署との連携を図る。 	福祉課	48
18 相談者にとって必要と思われる支援を積極的に紹介し、相談者の自己選択・自己決定を促すていねいな意思決定支援を実践します。	・「ぬくもり」やその他福祉課で作成した案内資料等を用いながら、相談者のニーズや困りごとを丁寧に聞き取り、制度やサービスの案内を行った。	・相談を受ける際には相談者のニーズや困りごとを丁寧に聞き取り、障がい福祉の手引き冊子やその他の案内資料等を活用し、サービスや助成制度等の説明を行う。	福祉課	48
19 市役所だけでなく、身近なところで相談支援ができる体制の整備を図っていくとともに、当事者や家族の団体による相談活動の取り組みを支援するなど、障がいのある人やその家族が、より相談しやすい環境づくりをすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者や家族に委託している身体障がい者相談員3人、知的障がい者相談員1人が社会福祉協議会や地域活動支援センターにて市民の相談に対応した。 ・南隣保館において、「福祉なんでも相談窓口」を行った。 ・引きこもり状態の要支援者等に対して、状況に応じて訪問相談支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターの相談事業を支援するとともに、身体・知的障がい者相談員を配置する。 ・当事者や家族団体が行う相談活動について支援する。 	福祉課	48

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます	
施策の柱1	生活支援のための基盤づくり	
施策(3)	生活を支援するサービスの充実	

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
20 障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関や障がい福祉サービス事業所、当事者やボランティアの団体などと連携を図りながら、社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容に応じて、各種機関や当事者団体、事業所、地域活動支援センターの紹介を行った。 ・65歳以上となる障がい者には、介護保険サービスへの丁寧な移行調整等を行った。 ・地域生活支援事業において市内にある地域活動支援センターⅢ型の機能強化事業を継続して実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターの支援を行うとともに、多様な日中活動系サービスの情報を提供できるよう社会資源マップの充実を図る。 	福祉課	48
21 障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、住まいと生活の場の確保と、金銭管理などの生活援助の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭管理等について相談があった際には、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業「ほのぼのサービス」を紹介した。 ・成年後見市長申し立て相談に対して、適切な対応を行った。 ・在宅生活をする障がい者等と同居する介護者が急な病気や事故による入院や葬儀への出席等で、障がい者等が一時的に在宅生活を続けられなくなった場合の緊急ショートステイ事業を令和5年度から開始することとした。また、そうした緊急時に備えショートステイの体験利用をあらかじめ行うために、事前登録の周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な居住系サービスの情報を提供できるよう社会資源マップの充実を図る。 ・金銭管理等については、社会福祉協議会の「ほのぼのサービス」や成年後見制度の情報提供を行う。 	福祉課	48
22 障がいのある人の生活の支援や、社会参加をより円滑にするため、移動支援の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人のニーズに応じて移動支援の支給決定を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安定したサービスを提供するために、実施する事業所を確保する。 	福祉課	48
23 地域で安定した安心な生活を送れるよう、生活保護制度や生活困窮者支援制度を適切に運用していくとともに、日常生活用具や補装具、各種手当などの給付や、医療費の助成などを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・経済面での相談があった際には、生活保護や生活支援担当につないだ。自立支援給付や地域生活支援事業の対象となる障がい者には、制度が利用できるよう案内した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの状態に応じ、必要な日常生活用具や補装具、各種手当などの給付や、医療費の助成などを行う。 	福祉課	48
	<ul style="list-style-type: none"> ・被保護者については、生活保護実施要領に基づき適切に給付を行った。 ・生活困窮者については、生活困窮者自立支援事業実施要綱に基づき適切に給付を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者については、生活保護実施要領に基づき適切に給付を行う。 ・生活困窮者についても、生活困窮者自立支援事業実施要綱に基づき適切に給付を行う。 	生活支援課	48
24 障がいのある人を支援する家族の休息の機会や、家族同士で悩みなどを気軽に語り合える交流の場や機会について、関係機関と協力しながら、充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・レスパイトケアのため日中一時支援事業を実施した。また、適宜、ボランティア団体や家族団体を紹介した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・レスパイトケアのため安定した日中一時支援サービスを提供するために、実施する事業所を確保する。 ・相談があった際には必要に応じて、家族会やボランティア団体、福岡県ひきこもり地域支援センター家族サロン等の紹介を行う。 ・在宅の医療的ケア児・医療的ケア者の介護者に対して、訪問看護を延長して利用した時の費用の一部を助成する医療的ケア児等在宅レスパイトケア支援事業を令和5年度から開始する。 	福祉課	48
25 感染症流行下において、事業所で「新しい生活様式」を実践してもらうために、関係機関や市関係部局との連携を図ります。さらに、必要なサービスを提供するための体制の構築に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止の観点から、状況に応じたサービス提供を認め、事業の継続を促進した。 ・聴覚障がい者のコロナ禍における通院時やコロナワクチン接種において、ビデオ通話機能を使った遠隔手話通訳サービスを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止の観点から、状況に応じたサービス提供を認めることで、事業の継続を図る。 	福祉課	48

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます	
施策の柱1	生活支援のための基盤づくり	
施策(4)	地域生活への移行・定着支援の充実	

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
26 病院や施設からの退院もしくは退所が可能な障がいのある人が、本人の希望に沿って円滑に地域生活に移行し、定着するための支援をすすめます。また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置・運営を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・退院後に在宅生活やグループホームの利用ができるよう入院時からの医療機関や相談支援事業所との連携や退院前に関係者による協議を行った。 ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、筑紫保健福祉環境事務所や近隣市との協議を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・退院後に在宅生活やグループホームの利用ができるよう適切に医療機関や相談支援事業所等と連携を行っていく。 ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者による協議を行う。 	福祉課	48

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます	
施策の柱2	保健・医療サービスの充実	
施策(1)	障がいの原因となる疾病などの予防と保健・医療サービスの充実	

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
27 障がいの原因となる疾病などを予防し、生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、健康診査の受診や健康教育、健康相談などの事業の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・健診受診結果を基に、生活習慣病をはじめとする疾病的発症および重症化予防を目的として、医療専門職が保健指導を実施する結果説明会を年57回実施。血液検査の値や対象者の生活習慣・生活背景や家族構成なども考慮し、個別性に応じた柔軟な対応・保健指導を実施。 ・すこやか健康栄養相談会を年23回設け、健診結果や定期検査等を踏まえ、総合的に疾病的発症および重症化予防や早期発見を目的に保健指導を実施。 ・保健指導時において、未治療者および未受診者には専門医療機関の受診・治療に繋がるよう受診勧奨および情報提供を行った。 ・課題は、医療機関受診や健康教育参加の手段・移動方法等の提供をさらに柔軟に行えるよう、内部協議する 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病をはじめとする疾病的発症予防・重症化予防および早期発見・早期治療を目的に、結果説明会やすこやか相談、健康教育を定期的に実施し、内容の充実化を図る。 ・健診結果等により、医療機関受診が必要な方に対し、適切に医療機関の受診に繋がるよう、各種相談事業等で受診勧奨に注力していく。 ・医療機関受診勧奨や健康教育周知の際に、移動手段や参加方法について内部で協議し柔軟な対応ができる体制づくりを行う。 	元気づくり課	49
	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい者医療制度について、広報やホームページ等で周知を図り、福祉課と連携を取りながら新規手帳交付者の申請漏れがないよう努めた。また、課題としては、手帳の未更新者について、個別に手帳の更新状況を把握するなど重度障がい者医療に影響が出ないよう管理していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい者医療制度について、広報やホームページ等で周知を図り、福祉課と連携を取りながら申請漏れがないよう努める。 	国保年金課	49
28 障がいのある人の健康づくりを支援するため、受診しやすい健診体制の整備や、障がいの特性に応じた支援や配慮の中で保健・医療サービスを受けることができる環境づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・集団健(検)診会場での配慮を必要とする方に対するサポートについて、事前依頼していただくことで受診しやすいようサポートを行う旨、「健康診査のご案内」を用いて周知に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団健(検)診会場での配慮を必要とする方に、必要な情報が届き、適切なサポートができるよう、さらに広報や案内チラシ等に注力する。 	元気づくり課	49
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診の受診費用が一律500円になったことをチラシ配布、受診勧奨ハガキにより周知した。特に、窓口での手続き時に説明できるチラシを作成し、受診勧奨を対面で行うことができた。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で受診控えが続く中、PFS事業として受診勧奨業務を委託し、より効果的な勧奨を行った。 ・令和4年度の受診率は、令和3年度に比べ上昇したものの、31.2%(令和5年3月末時点の速報値)であり、第2期データヘルス計画での目標値(令和4年度目標:39.0%)には達していない。 ・地域健診は1回行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受診率向上のため、引き続きPFS事業として受診勧奨業務を実施。広報への受診案内リーフレットの折込以外にも、LINEやTwitterなどSNSを使い健診実施を周知し、幅広い世代への受診勧奨を行う。 ・受診が難しかった高齢者や障がい者にも受診してもらうため、元気づくり課と連携しヘルプマークを受診案内リーフレットに記載。R5年度からは問い合わせ先として担当課のメールアドレスも記載する。 	国保年金課	49
29 医師や医療機関のスタッフが障がいの特性を理解した対応が行えるよう、市内医療機関等への啓発をすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内医療機関への啓発については、コロナ禍での個別健(検)診実施体制構築等の内容が多くを占め、実施できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の個別健(検)診について市内医療機関などを回る際に、情報共有を行い、啓発に努める。 	元気づくり課	49

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます	
施策の柱2	保健・医療サービスの充実	
施策(2)	精神保健・医療施策の推進	

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
30 精神障がいに対する正しい理解を促進するため、講演会や刊行物の配布などの広報活動を通して、普及啓発に努めます。また、うつ病などの早期発見と早期受診は自殺対策の観点からも重要であり、市民への普及啓発や相談支援の充実を図るとともに、筑紫保健福祉環境事務所、精神科医療機関や他の医療機関との連携をすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> 元気づくり課、筑紫保健福祉環境事務所と共に毎年実施している精神保健福祉講演会を実施した。 開催日:令和5年3月17日(金) テーマ:「精神障がいへの理解を深める」 講師:大山和宏氏(一般社団法人えのき舎代表理事) ※コロナ感染防止のため、広く市民への呼びかけは行わずに、民生委員児童委員を対象に実施。参加者98人 	<ul style="list-style-type: none"> 元気づくり課、県保健福祉環境事務所と合同での精神保健福祉講演会の開催や、12月の障がい者週間を中心とした、「広報だざいふ」やホームページ等における啓発を行う。 	福祉課	49
	<ul style="list-style-type: none"> ゲートキーパー研修の実施。(対象者:健康推進員約80人 感染対策に留意し1回約40人の講義を2回実施予定。広報にてゲートキーパーについて周知する。) 7月29日・9月28日の2回実施。 太宰府病院 精神保健福祉士・社会福祉士・公認心理士 離井 かおり先生 「自殺予防への基礎知識～地域の力で大切な命を救おう～」 健康推進員役員の入れ替わる時期ということもあり、基礎知識の普及の為の講義をクイズ形式を交え実施。53人に参加いただいた。 こころの相談年4回の開催日のうち、11月16日、2月15日の2回実施。予約件数:6件 そのうち精神科医による面談件数:5件 毎月予約が入るわけではないことから今年度よりこころの相談開催数を年4回と減らしたが、開催日と開催日の間が空いたため、予約希望の電話が入っても予約を確定させづらいという課題が生じた。太宰府市としてこころの健康についての相談窓口を拡充させるため、回数は12回実施に戻す方向性となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ゲートキーパー研修の実施。 対象:市内の介護支援専門員 高齢者支援課と連携を取りながら時期や実施方式を決定する。1回または2回実施予定。 こころの相談の実施 月1回の年12回体制に戻す。くすの木クリニックの精神科医は引き続き出務を継続していただくのに加え、令和5年度から水城病院の精神科医を招き、医師二人体制とする。 対象:市民 場所:いきいき情報センター1階 保健センター 事前予約制 対面での実施 市の広報やHPにて周知する。 太宰府市自殺対策計画の第2期策定に向け、計画策定委託業者と連携し情報収集を行う。 精神保健福祉講演会を福祉課、筑紫保健福祉環境事務所と共に実施する。 とき:10月7日(土)午後2時～4時 ところ:プラム・カルコア太宰府4階多目的ホール テーマ:「こころの健康と睡眠」(久留米大学医学部神経精神医学講座・小曾根主任教授) 	元気づくり課	49
31 精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、地域活動支援センターや相談支援事業所などによる日常的なかかわりなどとともに、関係機関と連携した支援体制づくりをすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> 市内の障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所、当事者団体、家族会、障がい者相談員ほか支援者で構成する「太宰府市障がい福祉ネットワーク会議」において、地域の課題を共有した。 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて筑紫保健福祉環境事務所や近隣市との協議を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所、当事者団体、家族会、障がい者相談員ほか支援者で構成する「太宰府市障がい福祉ネットワーク会議」において、地域の課題を共有し、さらに連携を進めていく。 筑紫地区自立支援協議会地域連携部会における地域連携パスの取り組みについて、周知を図る。 	福祉課	49
32 筑紫保健福祉環境事務所・医療機関と連携して長期入院患者やその家族に対し、福祉サービスや地域移行後の支援体制等の情報を提供します。それにより、本人が退院後のイメージを持ち、地域移行への意欲が高まるよう支援していきます。	<ul style="list-style-type: none"> 太宰府市障がい福祉ネットワーク会議において日ごろからの支援体制の構築を図った。 長期入院患者が退院する時は、関係者による個別ケース会議に参加し、必要な福祉サービスや社会資源の情報提供を行うことで、スムーズな地域移行への支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 太宰府市障がい福祉ネットワーク会議において日ごろからの支援体制の構築を図るとともに、必要に応じて関係者による個別ケース会議を行い、スムーズな地域移行への支援を行う。 	福祉課	49

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます	
施策の柱2	保健・医療サービスの充実	
施策(3)	難病患者などへの支援の充実	

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
33 難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、筑紫保健福祉環境事務所および保健、医療、福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めるとともに、障がい福祉サービスの利用を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービスの支給決定を行った。なお、決定にあたっては、より適切なサービス決定ができるよう必要な情報の収集に努めた。 ・筑紫難病対策地域協議会へ出席し、筑紫保健福祉環境事務所および保健、医療、福祉が連携した地域ケア体制について、筑紫地区自治体と情報共有した。 ・医療的ケア児及びその家族に対する支援について、関係課と必要な支援制度の検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者の障がい福祉サービスの支給決定を行っていく。決定にあたっては、県筑紫保健福祉環境事務所を始め関係機関と連携しながら、より適切なサービス決定ができるよう情報共有を図っていく。 ・医療的ケア児及びその家族に対する支援や相談体制について、関係課において検討を行う。 	福祉課	50

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます	
施策の柱3	雇用と就労の充実	
施策(1)	就労支援の推進	

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
34 国や県の雇用促進事業との連携をより密にしながら、法定雇用率の順守、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供の禁止などをはじめ、障がいのある人の雇用促進と障がいのある人が働きやすい職場環境づくりをすすめるため、市民や事業者、関係団体などに対する啓発活動の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・求職者に対し、県の就職支援事業に関するチラシやポスターを市役所及び市内公共施設へ配架した。 ・障がい者雇用の現状を把握するために、市内事業所を対象とした、障がい者雇用の状況やニーズ等に関するアンケート調査を行った。令和3年度よりも回答率は増加したものの回答数が少なく、回答率の向上を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の就労支援事業に関するチラシ配架やポスター掲示、障がい者の雇用促進に関する情報を広報やホームページに掲載する。 ・障害者差別解消法について、12月の障がい者週間に中心に、「広報だざいふ」やホームページ等において啓発を行う。 ・市内事業所を対象とした、障がい者雇用の状況やニーズ等に関するアンケート調査を行い、継続的な障がい者雇用の現状把握を行う。 	福祉課	50
	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援担当課である福祉課と情報交換を行いながら、雇用主側への啓発ポスターやチラシの配架、ホームページ掲載などを行った。 ・事業者に対する情報を商工会へ提供、周知を依頼した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援担当課である福祉課と情報交換を行いながら、雇用主側への啓発ポスターやチラシの配架、ホームページ掲載などを行う。 ・事業者に対する情報を商工会へ提供、周知を依頼する。 	産業振興課	50
35 一般企業や事業所への就労や就労移行支援など、障がいのある人の雇用や就労に関する多面的で実効性のある支援をすすめていくため、関係機関と連携を図りながら、就労支援体制を強化するとともに、就労の意向があるにもかかわらず就労できない障がいのある人のため、障害者差別解消法に基づく合理的配慮に関する啓発などを含め、企業への働きかけをすすめます	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業所が参加するネットワーク会議等で、就労系の障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所と情報共有を行った。 ・企業からの相談や、障害を理由とした不当な解雇などの相談はなかった。 ・筑紫地区社会資源マップの情報を更新し、多様な情報を提供することで就労支援体制の強化を推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・筑紫地区社会資源マップの情報を更新し多様な情報を提供することで、就労支援体制の強化を推進する。 ・障がいを理由に就労できない人からの相談や企業からの相談があった場合には、企業に対し、障害者差別解消法の趣旨を伝え、必要に応じて合理的配慮の提供を求めていく。 	福祉課	50
	<p>筑紫地区企業同和問題推進委員会(96会員)に対し、筑紫地区企業同和問題推進委員会主催の下記研修会への参加を呼びかけました。</p> <p>日時: 令和4年7月12日(火)14時 場所: 筑紫野市生涯学習センター 演題: 「人権問題と向かい合うことから~安心して過ごせる職場づくりのために~」 講師: 溝口一孝氏 参加者96名(企業65名、行政31名)</p> <p>日時: 令和4年11月8日(火)14時 場所: 春日市ふれあい文化センター 演題: 「障害はどこにある? ~正しく知り、理解するということ~」 講師: 船越哲朗氏 参加者103名(企業66名、行政37名)</p>	<p>筑紫地区企業同和問題推進委員会(96会員)に対し、筑紫地区企業同和問題推進委員会主催の下記研修会への参加を呼びかける。</p> <p>日時: 令和5年7月14日(金)14時 場所: 大野城市まどかぴあ 演題: 企業における人権問題解決へのみちすじ~音楽で学ぶ人権問題~ 講師: 山口裕之氏</p> <p>日時: 令和5年11月8日(水)14時 場所: 太宰府市中央公民館(プラム・カルコア太宰府)</p>	産業振興課	50

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます	
施策の柱3	雇用と就労の充実	
施策(2)	雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実	

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
36 障がいのある人の就職や職業能力の習得と向上、就職後の安定就労などを図るために、情報提供や相談支援の体制づくりをすすめます。	・就労に関する相談があった際には、その内容により、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターちくし、就労系の障害福祉サービス事業所や相談支援事業所を案内し、必要に応じて各機関と互いに情報共有を行った。	・就労に関する相談があった際には、その内容により、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターちくし、就労系の障害福祉サービス事業所や相談支援事業所を案内する。必要時には各機関と互いに情報共有を行う。	福祉課	51
37 相談機能の充実を図ることで、就職を希望する特別支援学校卒業生や就労移行支援事業所の通所者などの就業を促進します。	・卒業を迎える特別支援学校の生徒の進路に関する会議に福祉課職員が参加し、障がい者の障がい福祉サービス利用開始に伴う制度の説明を行った。 ・一般就労を目指す人には、就労移行支援を紹介し、支給決定を行った。	・卒業を迎える特別支援学校の生徒の進路に関する相談に対応していく。 ・一般就労を目指す人には、適切なサービスや機関を紹介する。	福祉課	51

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます	
施策の柱3	雇用と就労の充実	
施策(3)	雇用・就労機会の拡充	

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
38 市内において障がいのある人の雇用を推進している企業や団体を支援できるよう、取り組みの検討をすすめます。	・障がい者雇用の現状を把握するために、市内事業所を対象とした、障がい者雇用の状況やニーズ等に関するアンケート調査を行った。また、アンケートの中に、障がい者の雇用に対して様々な支援制度があることについての項目を入れることで、制度の周知を行った。	・障がい者雇用の状況やニーズ等に関するアンケート調査を実施し、障がいのある人の雇用を推進している企業や団体の把握を行い、支援できるような取り組みを検討していく。	福祉課	51
39 計画的な市職員採用選考試験の実施や多様な任用形態の活用により、民間企業に率先して障がいのある人たちの雇用の推進を図ります。	・令和4年度に障がい者を対象とした会計年度任用職員を4人継続任用した。	・令和4年4月1日の実雇用率は2.6%となっており、法定雇用率2.6%と同水準であるしかし、今後法定雇用率が引き上げられる見込みのため、継続的に障がい者を対象とした会計年度任用職員の任用及び一般職員の採用試験実施に向けて取り組んでいく。	総務課	51

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます	
施策の柱3	雇用と就労の充実	
施策(4)	福祉的就労の場の充実	

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
40 身近な地域において、自立した生活に必要な経済的基盤の確保や働くことによる生きがいの創出を目的とした福祉的就労の場などの充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援、就労継続支援等の就労系サービスの利用を希望する人に対し、訓練等給付費の支給決定を行った。 ・筑紫地区合同設置の地域活動支援センターI型「つくしひあ」、市単独設置の地域活動支援センターIII型「あす・ラック工房」の機能強化事業を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援、就労継続支援等の就労系サービスの利用を希望する人を対象に、必要と認められる人に訓練等給付費の支給決定を行う。 ・筑紫地区合同設置の地域活動支援センターI型「つくしひあ」、市単独設置の地域活動支援センターIII型「あす・ラック工房」等、地域活動支援センターの機能強化事業を継続する。 	福祉課	51
41 労継続支援B型事業所や地域活動支援センターの障害者就労施設などへの優先的かつ積極的な物品や業務の発注をより層すすめるとともに、障害者就労施設がかわる物品の販売などを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者優先の調達物品等の利用促進のため、令和5年度予算編成時に各課照会し、結果を各課予算に計上した。 ・業務の発注を促進するために、関係課に個別に呼びかけを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算編成時等に障害者就労施設等が関わる物品や役務についての情報提供を行い、予算の確保に努める。 	福祉課	51
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労施設等に福岡県民手帳の販売を依頼し、販売手数料として売り上げの10%(100冊超えると20%)が障害者就労施設等の収入となるよう取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労施設等に福岡県民手帳の販売を依頼し、販売手数料として売り上げの10%(100冊超えると20%)が障害者就労施設等の収入となるようにする。 	経営企画課	51
	<ul style="list-style-type: none"> ・現状として、備品・消耗品の発注時には就労継続支援B型事業所や地域活動支援センターの障害者就労施設などへの発注する必要な品が無い。 ・対象物の情報収集ができていないのが課題(福祉課に情報があればネットフォルダに掲示してほしい)。 ・障害者就労施設がかかわる物品の販売については、庁舎での物品販売依頼があった場合、通行許可証の発行を行うなど支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品や役務、封筒印刷について、障がい者支援施設等から購入、委託可能なものがあれば、優先的な発注を行っていく。 ・消耗品の単価契約の際には障害者優先調達推進法対象文具が選定できないか物品の情報を収集する。 	管財課	51
	<ul style="list-style-type: none"> ・校区自治協議会及び自治会の事業実施に際して、物品の購入や業務発注等を働きかけたが、購入等は無かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、校区自治協議会及び自治会の事業実施に際しては、校区の役員会や各委員会の中で物品の購入や業務発注等を働きかける。 	地域コミュニティ課	51
	<ul style="list-style-type: none"> ・ダンボールコンポスト講座を障がい者就労施設等に委託しており、新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインにて講座を開催した。年間を通じて障害者就労施設等が製作している基材等の販売を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労施設等にダンボールコンポスト講座業務や基材等の販売業務を委託する。 	環境課	51
	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県同和問題啓発強調月間における市民講演会や、人権擁護委員との街頭啓発等で配布する啓発物品、男女共同参画市民フォーラムで配布する啓発物品として、障がい者就労施設等に発注した。(マグネット1,400個) 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発物品など障がい者支援施設等から購できそうなものがあれば、優先的な発注を行う。 	人権政策課	51
	<ul style="list-style-type: none"> 二十歳のつどいの記念品として、障害者就労施設等にマグネットの作製を依頼し、新成人に配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> 成人者への人権教育及び啓発の意味をこめて、二十歳のつどい記念品の候補として、障害者就労施設等の作品を二十歳のつどい実行委員会へ提示する。 	社会教育課	51
	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡地管理において、障害者就労施設等へ芝刈り・草取り作業を発注した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡地管理において、障害者就労施設等への発注が可能な業務は引き続き行う。 	文化財課	51
	<ul style="list-style-type: none"> ・太宰府市スポーツ振興事務所において、共用部分(トイレ等共用部分等)の日常清掃業務を障害者就労施設等に委託した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・物品の購入にあたり、就労支援事業所や障害者就労施設等などへ優先かつ積極的に物品等の発注をすすめ支援してゆく。 	スポーツ課	51

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます	
施策の柱4	安全安心対策の推進	
施策(1)	災害時に備えた避難行動支援体制の充実	

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
42 災害時の避難行動にかかる情報伝達について、電話やファックスや電子メールを活用し、障がいの特性に応じた方法を工夫するとともに、その利用を促すための周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者避難支援制度の対象となる障がい者に対して、手帳交付時等においてチラシの配布等により制度の周知を図り、登録を促進した。 ・Net119の登録について、筑紫野太宰府消防本部から個別に呼びかけを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者避難支援制度の対象となる障がい者に対して、手帳交付時等においてチラシの配布等により制度の周知を図り、登録を促進する。 ・聴覚障がい者に対して、必要に応じて窓口等においてNET119の情報提供を行う。 	福祉課	52
43 災害対策基本法に基づき、障がいのある人などの要配慮者のうち、災害が発生し、または、災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人たちを円滑かつ迅速に避難させるため、特に支援を要する人たち（避難行動要支援者）の把握に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報だざいふや防災講座等において防災メールまもるくん、V-net及びNET119の登録推進のために周知を行った。 ・ふくおか防災ナビ・まもるくん（防災アプリ）をスマホで情報を取得できるため、V-netについては、電話・FAXにて情報発信ができ、また、防災メールまもるくんではメールでの情報発信が可能なため、太宰府コミュニティ無線の難聴地域等や要配慮者、避難行動要支援者への登録推進のために周知を行った。 ・Net119については、登録推進に向けて広報などにて、周知啓発をおこなった。 ・V-netの登録者は500人、防災メールまもるくんの登録者は3709人となった。 ・登録者は一定数いるものの、削除希望者もあり、配信する内容や周知する方法等を検討していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報だざいふや防災講座等において防災メールまもるくん、V-net及びNET119の登録推進に努める。 ・ふくおか防災ナビ・まもるくん（防災アプリ）V-netについては、防災メールまもるくんではメールでの情報発信が可能なため、電話・FAXにて情報発信ができ、また、太宰府コミュニティ無線の難聴地域等や要配慮者、避難行動要支援者への登録推進に努める。 ・Net119については、消防本部と連携をとりながら、登録の推進に努める。 ・ふくおか防災ナビ・まもるくんはR4.12月に、スマホで災害情報や避難所開設状況など確認ができる、非常に見やすくなっているため、優先して登録の推進に努めていきたい。 	防災安全課	52
44 災害時を想定し、定期的な避難訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織や避難行動要支援者を支援する人たち、障がい福祉サービス事業所などと、市の福祉・消防・防災部門が連携を強化しながら、支援が必要な障がいのある人への緊急通報から避難誘導に至るまでの地域をあげた支援体制の確立に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・R4.11に各行政区の自主防災組織と協力し、市民一斉避難訓練を実施した。 ・福祉避難所の運営マニュアルを適宜改訂し、関係者で共有した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援支援制度を活用し、避難所へ避難をする際には、避難支援者や自治会役員などが声掛けを行いやすいように、登録者名簿を提供し、支援体制の確立に努める。 ・今年度中に、新規登録分の名簿を更新し、自治会へ提供できるよう努める。 	防災安全課	52
45 災害時の避難所生活においてより適切な対応を必要とする障がいのある人の受け入れ先として、福祉避難所の確保に努めます。	・福祉避難所の確保に向けて、新たな施設の検討を行った。	・更なる福祉避難所の確保に向けて、新たな施設の検討を行う。	福祉課	52
	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所として受け入れが可能な施設について検討を行い、協定締結に向けて福祉課と協議を行った。 ・R4年度は福祉避難所の協定締結までは至っていない。 	・福祉避難所として受け入れが可能な施設について検討を行う。	防災安全課	52
46 感染症流行下での避難所開設・運営について、関係機関と連携した体制整備をすすめます。	・R4.11市民一斉避難訓練にて職員が避難所開設や運営を行った。	・コロナに対応した避難所開設・運営の方法について検討を行う。	防災安全課	52

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
47 見守りや声かけなど、地域における福祉活動による避難行動要支援者と日常的なかかわりを深める取り組みを支援します。	・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、筑紫保健福祉環境事務所や近隣市との協議を行った。	・地域包括ケアシステムの構築や重層的支援体制の整備に向けた取り組みを推進する。	福祉課	52
	・独居高齢者、高齢者のみ世帯に対する地域ぐるみでの見守り、支援活動に寄与することを目的として、高齢者生活状況表(高齢者名簿)を作成し、自治会長、民生委員に配布した。 ・民生委員や自治会から情報提供があった高齢者については、地域包括支援センターからも訪問に行くなど地域と連携しながら支援を行った。	・独居高齢者、高齢者のみ世帯に対する地域ぐるみでの見守り、支援活動に寄与することを目的として、高齢者名簿を作成し、自治会長、民生委員に配布する。 ・自治会長や民生委員は、高齢者支援課からの情報提供を受け、高齢者への訪問活動を実施する。	高齢者支援課	52
	・校区自治協議会の会議に参加し、避難訓練における障がい者の避難所での配慮(トイレに近いところに配置など)について助言を行った。	・校区自治協議会の会議に参加し、地域の活動に対し助言を行う。 ・東中校区で先行してモデルケースとして実施している生活支援体制整備事業を各校区自治協議会でも進めていくよう、主管課である高齢者支援課と協力する。	地域コミュニティ課	52

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます	
施策の柱4	安全安心対策の推進	
施策(2)	災害時の多様な情報伝達の実施	

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
48 災害時における情報伝達については、電話やファックス、インターネットや電子メール、防災無線、広報車など、さまざまな障がい特性に応じた方法・手段の多様化に努めます。また、コミュニティ無線の難聴地域等や要配慮者、避難行動要支援者の災害時情報配信サービス(V-net)への登録及び音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がいのある人が円滑に消防への通報を行えるように、Net119緊急通報システムの登録を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者避難支援制度の対象となる障がい者に対して、手帳交付時等においてチラシの配布等により制度の周知を図り、登録を促進した。 ・Net119の登録について、筑紫野太宰府消防本部から個別に呼びかけを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者避難支援制度の対象となる障がい者に対して、手帳交付時等においてチラシの配布等により制度の周知を図り、登録を促進する。 ・聴覚障がい者に対して、必要に応じて窓口等においてNET119の情報提供を行う。 	福祉課	53
	<ul style="list-style-type: none"> ・広報だざいふや防災講座等において防災メールまもるくん、V-net及びNET119の登録推進のために周知を行った。 ・ふくおか防災ナビ・まもるくん(防災アプリ)をスマホで情報を取得できるため、V-netについては、電話・FAXにて情報発信ができ、また、防災メールまもるくんではメールでの情報発信が可能なため、太宰府コミュニティ無線の難聴地域等や要配慮者、避難行動要支援者への登録推進のために周知を行った。 ・Net119については、登録推進に向けて広報などにて、周知啓発をおこなった。 ・V-netの登録者は500人、防災メールまもるくんの登録者は3709人となった。 ・登録者は一定数いるものの、削除希望者もあり、配信する内容や周知する方法等を検討していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報だざいふや防災講座等において防災メールまもるくん、V-net及びNET119の登録推進に努める。 ・ふくおか防災ナビ・まもるくん(防災アプリ)V-netについては、防災メールまもるくんではメールでの情報発信が可能なため、電話・FAXにて情報発信ができ、また、太宰府コミュニティ無線の難聴地域等や要配慮者、避難行動要支援者への登録推進に努める。 ・Net119については、消防本部と連携をとりながら、登録の推進に努める。 ・ふくおか防災ナビ・まもるくんはR4年12月に、スマホで災害情報や避難所開設状況など確認ができる、非常に見やすくなっているため、優先して登録の推進に努めていくたい。 	防災安全課	53
49 避難所において意思疎通が難しい人への補助ツールとなるコミュニケーション支援ボードの設置と活用に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・開設する避難所にコミュニケーション支援ボードの設置を検討した。 ・利用頻度の高い3避難所(プラム・カルコア太宰府、とびうめアリーナ、太宰府館)への設置だけではなくもう少し広げての設置を検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全避難所へのコミュニケーション支援ボードの設置を行う。 	防災安全課	53

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます	
施策の柱4	安全安心対策の推進	
施策(3)	消費者被害対策の充実	

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
50 障がいのある人が悪質商法などの消費者被害にあわないよう、弁護士会や警察などと連携しながら対策の強化をすすめるとともに、出前講座などを開催しながら地域における啓発活動の充実を図ります。また、必要に応じて成年後見制度について情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・4月広報において成年後見制度に関する記事を掲載した。 ・障がい福祉ネットワーク会議において、「障がい者の消費者被害と支援者ができる見守り・対応技法について」(講師:NPO法人消費者支援機構福岡)、「成年後見制度等の障がい者の権利擁護について」(講師:法テラス福岡法律事務所)を行い、事業所等の関係者と情報を共有した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度について広報等にて周知を行うとともに、必要に応じて窓口等で情報提供を行う。 	福祉課	53
	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターへの相談内容から、必要に応じて成年後見制度など各種支援制度について情報提供を行い関係機関へつないだ。 ・庁舎内にて、啓発物品と共に、音声コード入りの啓発チラシを配布した。 ・市民ギャラリーにおいて、悪質商法撲滅をテーマに、パネル展を開催した。 ・見守りの立場であるケアマネジャーを対象として、消費者トラブルの気づきのポイントや、悪質商法の対処法について講演会を実施した。 ・庁内で消費者安全確保地域連絡会議を開催し、会議構成課担当者を通して消費者トラブルに遭いやすい高齢者や障がい者などを守るための情報共有や啓発活動を実施した。 ・消費者安全確保地域連絡会議(2回開催)で情報交換の他、消費者トラブルの最新事例資料、四半期ごとに消費生活センターへの相談状況と相談が急増するなど注意すべき事例について構成課へ情報共有した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が巻き込まれやすい悪質商法や消費者被害を防止するための地域における見守りのポイントについて出前講座を実施する。 ・障がい者や高齢者を見守る立場の方を対象(ケアマネジャーや民生委員等)とした会議において、悪質商法の新たな手口を紹介しながら、注意すべきポイントについて講演を実施する。 ・警察、県消費生活センター、市防災安全課、市民グループと連携を図り、消費者啓発街頭啓発活動を実施する。 ・市民ギャラリーにおいて、悪質商法撲滅をテーマにパネル展を開催する。 ・庁内で消費者安全確保地域連絡会議を開催し、会議構成課担当者を通して消費者トラブルに遭いやすい高齢者や障がい者などを守るための情報共有や啓発活動を実施する。 ・消費者安全確保地域連絡会議(年2～3回開催)での情報交換の他、四半期ごとに消費生活センターへの相談状況と相談が急増するなど注意すべき事例について構成課へ情報共有し、また、街頭啓発などの啓発活動を協同して行う。 	産業振興課	53

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます	
施策の柱1	療育と教育の充実	
施策(1)	乳幼児期から学校卒業後までの相談支援体制の充実	

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
51 乳幼児健康診査などの母子保健事業や、保育所や幼稚園などの保育・教育活動、子育て支援事業等において、発達上の問題や支援の必要性に早く気づき、早期に適切な生活支援につなぎます。	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センターや子ども発達相談室と連携しながら、子どもの発達を見守り、必要な支援を考えて保育に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターや子ども発達相談室と連携すると共に、保護者との信頼関係を築きながら必要な支援を考えて保育に取り組む。 	保育児童課 (ごじょう保育所)	54
		<ul style="list-style-type: none"> ・保育所や幼稚園からの支援要請に関しても、子ども発達相談室や子育て支援センターと連携し、発達上の問題や支援の必要性を把握し、保育所や幼稚園とも連携して保護者へのサポートを行い適切な生活支援が行えるよう取り組む。 	保育児童課	54
	<ul style="list-style-type: none"> ・園訪問では、集団の中での対象児の様子を観察した後に、園の先生方に対象児の日頃の姿も尋ね、いろいろな場面での関わり方の話をすることができた。時間が取れない場合は、電話での対応を行った。 ・保護者には、集団の中での子どもの得意なこと、苦手なことを伝え、家庭の中と重ねて、今後の関わり方に繋げていった。 ・訪問報告書を2通作成し、就園先での今後の支援につながるように1通は保護者から就園先に渡してもらった。 ・園訪問の提案をしたが、保護者や園の理解が得られずに訪問できなかったケースもあった。園訪問回数：幼稚園…15件、保育園…46件 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児の保護者からの依頼を受け、園訪問を行う。 ・対象児の様子について就園先と連携を取り、支援に繋げる。 ・発達支援に対する理解や様々な子どもたちへの対応を考える場として、相談会を開催する。 	元気づくり課	54
	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳児健診においては心理士との相談の場を設け、子どもと保護者の不安に寄り添うようにした。必要時子育ち相談の利用やきらきらルーム、医療機関と連携し早期支援に努めた。 子育ち相談利用：98件 3歳児健診での心理相談：98件 ・電話や子育て支援事業の中においても保護者からの育児相談を受けた。気になる方については継続してフォローを行い必要に応じて関係機関への紹介を行った。（子育て相談：166件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達上の問題や支援の必要性を早期に判断し介入できるよう、乳幼児健診の受診率向上に努める。令和5年度受診率目標：各100%（令和4年度受診率：4か月児健診98.6%、10か月児健診：97.0%、1歳半健診（小児科）：98.8%、1歳半健診（歯科）：96.5%、3歳児健診：97.7%） ・未受診者に対し、文書や電話、訪問を通し受診勧奨を実施し受診の必要性を啓発する。 ・医療機関や各関係部署との情報共有および連携し、児およびその家庭に必要な支援をプランニングし実施する。 ・保護者の育児の悩みや相談を聞き、保護者の気持ちに寄り添う。必要に応じて関係機関や専門機関を紹介する。 	子育て支援課	54
52 障がいによる症状、子どもの感じている困難の軽減、保護者が不安や悩みを打ち明けられる環境づくりのため、子どもや保護者などの個々の状況に応じた相談支援や発達支援をていねいにすすめながら、適切な療育につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの姿や困り感を担任や支援保育士が把握し、家庭と連携をとりながら支援のやり方を考え、必要に応じて個人懇談を行い保護者に子どもの姿を伝えた。また、状況に応じて保健センターや子ども発達相談室につなげた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり1人の子どもの姿や困り感を把握し、子どもにあった取り組みを支援保育士や家庭と連携をとりながら保育を行う。 ・保護者に寄り添いながら必要に応じて個人懇談を行い、子ども発達相談室や、保健センターにつなげる。 	保育児童課 (ごじょう保育所)	54

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が子どもの発達の不安や子育てをする中での困り感がある時、市で行う乳幼児健診などで発達の相談を勧められた時、就園先から勧められた時などの経緯で、保護者自身が初回相談の申し込みをされてから、支援のスタートとなる。 ・対象児に適切と思われる支援として個別やグループ支援を提案した。 ・対象児の姿から、検査を勧め、その結果を元に保護者に子どもの特性を丁寧に説明し、療育、医療機関の利用を案内した。 ・保護者と電話や対面での個別相談も必要に応じて行い、保護者の気持ちに寄り添う相談支援事業を行った。 ・一般相談:410件、幼保訪問相談:132件、グループ・個別支援:673件、検査:135件 	<ul style="list-style-type: none"> ・丁寧な相談支援の中で、保護者の不安や悩みに寄り添い、支援の必要性を受容できるように関わる。 ・保護者の様々な状況に配慮し、相談事業を行う。 	元気づくり課	54
53 乳幼児期から就学期における一貫したかかわりを充実するために、保健、福祉、教育、子育て等関係部局との連携強化を図り、相談支援体制の強化に努め、学校を卒業した後の生活支援につないでいきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期から就学期における一貫した関わりを充実するために、必要に応じて保健、福祉、教育、子育て等関係各課と連携をとった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業を迎える生徒の進路に関する相談に対応する。 ・一般就労を目指す人には、適切なサービスや機関を紹介する。 	福祉課	54
	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援が始まり、受給者証の発行や就学先での支援が必要な場合、各関係課と電話や文書などでやりとりを行った。スムーズな手続きを行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達に不安のある未就学児を対象に相談支援を行う。 ・関係各課とケースごとや月決めの会議を行い連携を図る。 ・教育委員会の就学相談に関する内容について関係課と確認を行う。 	元気づくり課	54
	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの相談を受け、気になる家庭は関係機関に繋げたり、ケース会議等で情報共有を行い、支援体制の構築を図った。 ・支援が必要な子どもやその家庭に対し、市役所や病院などに同行し、支援を受けるために必要な手続きなどを一緒に行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの相談を受け、気になる家庭は関係機関に繋げたり、ケース会議等を開催し、情報共有や支援体制の構築を図る。 ・必要に応じて、支援が必要な子どもやその家庭に対し、同行支援などを行い、スムーズに支援が受けられるようにする。 	子育て支援課	54
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援委員会を計14回開き、就学前児童、児童生徒の必要な支援や就学の場を十分に協議し、丁寧な情報提供を行うことにより、保護者と合意形成を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援委員会において、就学前児童、児童生徒の必要な支援や就学の場を十分に協議し、丁寧な情報提供を行うことにより、保護者と合意形成を図っていく。 	学校教育課	54
54 発達障がいなど多様化する障がいに関し、専門的な相談支援ができる体制づくりを関係機関と連携を強化しながらすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいなど多様化する障がいに関し、専門的な相談支援ができる体制づくりを相談支援事業所等の関係機関と行った。 ・必要に応じて、福岡県発達障がい者(児)支援センターLife(クローバープラザ内)の紹介を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会や子ども発達相談室との連携のもと、計画相談支援事業所等の関係機関とともに相談支援を行う。 	福祉課	54
	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職の保育士、臨床心理士、言語聴覚士を配置している。 ・療育、医療機関等と文書での情報提供や診療報告を交わし、対象児の情報を適切に伝え合うことを行った。 ・ケースに応じて、関係機関の担当者と直接電話で話し、連携を行うことで、より丁寧な相談支援に繋がった。 ・発達支援の様々な状況に対応するために、作業療法士の必要性も感じた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職の保育士、臨床心理士、言語聴覚士の配置は必須である。 ・療育、医療機関等と情報交換や連携を行うことにより、専門性の高い相談支援に対応する。 ・ケースに応じて関係機関と連携し、対象児やその保護者に必要な相談支援を行う。 	元気づくり課	54
	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育担当指導主幹及び言語聴覚士を課内に配置し(週5日)、就学相談、通級指導教室巡回指導、発達心理検査を積極的に行い、早期からの支援体制を確立した。 ・各学校や市療育相談室などの関係機関とも情報の共有を図り、連携を強化した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育担当指導主幹を課内に配置し(週5日)、更なる充実を図る。 	学校教育課	54

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます	
施策の柱1	療育と教育の充実	
施策(2)	療育の場と発達支援の充実	

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
55 より身近な地域において適切な療育を受けることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所などに協力を求めながら、療育の場や発達支援の機会の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じて、筑紫保健福祉環境事務所や児童相談所、社会福祉協議会等の関係機関と相互に連絡を取り合い、適切な療育を受けることができるように対応した。 地域の児童発達支援事業所が年々増え、療育の場や発達支援の機会の確保ができてきている。 	<ul style="list-style-type: none"> 療育や発達支援サービス事業所等の情報提供を行うとともに、適切なサービス決定を行う。 市内放課後等デイサービス事業所等を訪問し、各事業所の状況を把握するとともに、事業所との連携を深める。 	福祉課	55
	<ul style="list-style-type: none"> 個々の状況に応じ、療育機関や医療機関への紹介、情報提供を行った。 紹介した療育機関によっては、療育が始まるまでに時間がかかるため、その間、相談室に戻ってきて、引き続き支援が必要になっていることが課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> 個々の状況に応じ、療育機関や医療機関への紹介、情報提供を行う。 	元気づくり課	55
56 療育の場や発達支援の機会が、就学前のみならず、学齢期に入ってからも一定期間適切な療育を受けることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所などに協力を求めながら、療育の場や発達支援の機会の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 療育の場や機会を就学後も持てるよう、放課後等デイサービス等のサービス利用の支給決定を行った。また、必要に応じて関係機関等と連絡を取り合った。 	<ul style="list-style-type: none"> 放課後等デイサービス事業所等の情報提供を行うとともに、適切なサービス決定を行う。 	福祉課	55
	<ul style="list-style-type: none"> 対象児を教育委員会の就学相談、就学先での支援につないだ。保護者の受容がうまくできず、支援につながらないこともあった。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象児を教育委員会の就学相談、就学先での支援につなぐ。 	元気づくり課	55

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます
施策の柱1	療育と教育の充実
施策(3)	幼児期や学齢期でのともに育つ場と学校教育の充実

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
57 共に育つ場や機会を確保するため、保育所や幼稚園における障がいのある子どもの受け入れの促進を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 各クラス共に生活する中で、お互いを認め合いながら育ちあうことができた。 今年度も、事業所を併用する子どもが増え連携をとっていたが課題も見えてきたので次年度につなげたい。 新型コロナ感染症のため療育機関の見学等ができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ごじょう保育所の保育理念に基づき、「しょうがい」児を含むすべての子どもが同じクラスで生活する中で、お互いの存在を認め合い、育ち合う事を大切に就学前教育を行う。 一人ひとりの個性に対し柔軟に対応し、集団の中でお互いの存在を認め合えるような保育を行う。 療育機関、療育施設、事業所との連携を図る。 	保育児童課 (ごじょう保育所)	55
	<ul style="list-style-type: none"> 私立の認可保育園においては、障がい児保育事業を実施するための保育士(看護師)配置に要する費用を補助しており、障がいのある子どもの受け入れ体制を支援した。 幼稚園においては、今年度医療的ケア児を含む障がいのある子どもの受け入れはなかつたが、今後受け入れ時の支援については検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 私立の認可保育園においては、障がい児保育事業を引き続き実施し、医療的ケア児を含む障がいのある子どもの受け入れ体制を支援する。 幼稚園においては、医療的ケア児の受け入れ時の財政的支援制度を令和5年度から行う。 	保育児童課	55
58 小中学校において、特別支援学級の児童生徒が通常学級で一緒に学習したり、学校行事や部活動などの場で交流するなど、共に学ぶ環境づくりをすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ教育の推進を念頭に置き、通常学級の担任と通級指導教室、特別支援学級の担任が連携し、特別支援学級在籍児童生徒がどこの学びの場でも能力が發揮できるよう、交流の場の工夫を行った。 特別支援学級在籍児童生徒が通常学級へ交流・共同学習を積極的に行つた。 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校において、子どもの実態を考慮し、特別支援学級と交流学校(通常学級)での学習や活動体験を位置づけるよう計画する。 	学校教育課	55
59 教職員・指導者の障がい種別の特性についての理解を促進します。また、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえ、指導方法、指導内容、教材などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、その可能性を最大限に發揮できるよう特別支援教育の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校間のきめ細かな連携及び引き継ぎを行い、児童生徒の特別支援教育についての理解と啓発を図った。また、中学校区において、小学校、中学校の特別支援学級の交流会および担当者同士の情報交換会、連絡会を行い、児童生徒への継続的な支援ができるよう、連携と支援の充実を図った。 特別支援教育担当指導主幹による学級訪問を各学校において年2回実施し、専門的な助言、指導を行い、更なる校内支援体制の充実を図った。 ICT教育の導入により、障がいのある子どもに適した教育の充実を推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校間のきめ細やかな連携及び引き継ぎを行い、児童生徒の特別支援教育についての理解と啓発を図っていく。 中学校区において、小学校、中学校の特別支援学級の交流会および担当者同士の情報交換会、連絡会を行い、連携と支援の充実を図っていく。 	学校教育課	55
60 発達障がいなど多様化する障がいのある子どもに対し、人権に配慮した専門的な対応ができるよう、小中学校における教職員研修の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育担当者研修会を8月3日にオンラインで発達障がいに関する講話及び実践発表を行い、特別支援教育支援員の研修会を7月20日に講師招へいし、発達障がいに関する講話を行った。教員や支援員の意識の向上を図り、障がいのある児童生徒に対する支援の充実を図った。 特別な支援を要する児童生徒への具体的な支援の在り方等について助言を行う特別支援教育担当指導主幹による学校訪問も継続し、特別支援教育担当者の指導資質の向上を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級担当者研修会を4月17日に行い、障がいのある子どもの個に応じた支援の在り方について理解を深め、特別支援学級担任の専門性及び指導力の向上を図り、8月23日には特別支援教育合同研修会を筑紫女学院大学と連携して開催し、校内支援体制構築の力量向上を図っていく。また、特別支援教育支援員の研修会を7月20日に講師招へいし、発達障がいに関する講話をを行い、教員や支援員の意識の向上を図り、障がいのある児童生徒に対する支援の充実を図っていく。 特別な支援を要する児童生徒への具体的な支援の在り方等について助言を行う特別支援教育担当指導主幹による学校訪問も継続し、特別支援教育担当者の指導資質の向上を図っていく。 	学校教育課	55
61 学習活動や行事などの学校生活の充実を図るため、幅広い分野の関係機関との交流や連携を深めるとともに、保護者や市民などの交流の機会を設けていきます。	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校児童生徒が市内居住地校へ行って交流する「居住地校交流事業」はコロナ対応の関係で数人のみで実施し、相互理解を深め、豊かな人間性を培う機会をつくり、連携、交流を図った。平成24年度以降現在も継続してこの事業を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「居住地校交流事業」を実施していく、相互理解を深め、豊かな人間性を培う機会をつくり、連携、交流を提供していく。 	学校教育課	55
62 障がいのある子どもをはじめとしたよりいねいな配慮を必要とする子どもが、放課後児童クラブ等を利用する場合、学校、保護者、コーディネーター、実施主体等で協議・連携し、参加しやすい事業内容や環境の整備の検討を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 市と学童保育所(指定管理者)及び小学校(教頭・主任等)の三者で、配慮を必要とする児童について情報交換を行い、学童保育所と小学校双方の指導方法等について共通認識をもって保育に取り組むことを確認した。 医療的ケア児については、学童には在籍していなかったため、看護師等の配置は行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 市と学童保育所と小学校の三者で、配慮を必要とする子どもについて情報交換を行い、学童保育所における保育環境の改善に努める。 現時点では医療的ケア児は学童に在籍していないが、今後対象児童が入所する際は、保護者、指定管理者、市の三者で協議・連携を行い、受け入れの体制を整える。 	保育児童課	55

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます
施策の柱1	療育と教育の充実
施策(4)	学校における進路指導の充実

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
63 障がいのある子どもの有する可能性を活かし、自立と社会参加がすすめられるよう、成長段階に応じた適切な進路指導の充実に努めるとともに、多様な進路の確保について、関係機関に働きかけます。	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育終了段階にある生徒を中心に教育支援委員会において、推奨する学びの場の提供を行い、市のスクールカウンセラーアクションにおいて、個別の面談等を行い、多様な進路先について、情報を提供した。 ・各中学校において特別支援教育担当指導主幹が学級訪問した際に担任との進路相談に応じ、進路指導のアドバイスを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校を卒業した障がいのある生徒の進路先はこれまでよりさらに多様化し、県立高等学校へ進学した生徒もしてきた。教育支援委員会において、推奨する学びの場を提供したり、スクールカウンセラーアクションにおける個別の面談等を行ったりして、多様な進路先について、情報を提供していく。 	学校教育課	56

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます	
施策の柱1	療育と教育の充実	
施策(5)	学校教育施設のバリアフリー化の推進	

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
64 学校教育施設を利用するすべての子どもたちが学校での学習や生活面で支障をきたさないよう、多目的トイレやスロープの設置、介助者などの人的配置の充実を図るとともに、災害時の避難場所としての利用を考慮し、学校教育施設のバリアフリー化をすすめます。	・太宰府小学校北校舎1階昇降口横の多目的トイレにおいて、スロープを設置し、段差のない状態で利用できるよう改修工事を実施した。	・学校教育施設については、バリアフリー化の観点も含めた施設整備計画に沿って計画的に推進していく。	社会教育課	56

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます	
施策の柱2	地域での交流やスポーツ・文化芸術活動への参加の機会の充実	
施策(1)	地域での交流の機会の充実	

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
65 障がいの有無にかかわらず、誰もが参加しやすい地域での活動や行事など、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえながら工夫し、交流できる場や機会を広げ、障がいのある人に対する理解を深める取り組みを支援します。	・広報12月号に、障がいのある人があるゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とする障がい者週間について掲載した。	・障がいのある人も地域での活動や行事に参加しやすくなるよう、障害者差別解消法に基づく配慮等について啓発する。 ・障がいのある人に対する理解を深める地域の取り組みについて、必要に応じてアドバイスや情報提供などの支援を行う。	福祉課	57
66 隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。	・ホームページに第四次太宰府市地域福祉計画を掲載し、「みんなで支え合い居場所と出番のある福祉のまちづくり」の基本理念に基づく地域福祉推進の周知を行った。 ・広報8月号に特集記事を組み、第四次地域福祉計画策定の報告及びその基本理念や障がい福祉を含む地域福祉の取り組みについて掲載し、地域でのつながり、支え合いや自ら行動することの必要性について周知を行った。 ・高校(1校)において地域福祉計画(障がい福祉を含む)について説明を行った。	・第四次太宰府市地域福祉計画を周知するとともに、隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを伝える啓発を行っていく。	福祉課	57
	・「広報だざいふ」にて校区自治協議会や自治会の取り組みを紹介し、参加の呼びかけを行った。	・「広報だざいふ」にて校区自治協議会主催事業や自治会の取り組みを紹介し、参加の呼びかけを行う。	地域コミュニティ課	57

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます	
施策の柱2	地域での交流やスポーツ・文化芸術活動への参加の機会の充実	
施策(2)	スポーツ・文化芸術活動への参加の機会の充実	

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
67 障がいのある人が、市が実施する行事やイベント、各種教室等さまざまなスポーツ活動に参加できるよう、条件整備や支援、人材の育成などに取り組み、活動の機会や参加の機会の拡大を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・主に市が実施する行事やイベント等の開催にあたっては、手話通訳や要約筆記等の情報保障に取り組んだ。 ・太宰府市身体障害者福祉協会及びNPO法人太宰府障害者団体協議会が主催する「障がい者ボッチャ大会」の支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者団体等への周知を行う。 ・障がいや障がいのある人への理解を深めるために、職員向け研修を行う。 ・障がい者が市公共施設等で使用料等の割引を受ける際の利便性を向上するためには、とびうめアリーナ、市民プール、太宰府展示館、いきいき情報センタートレーニングルーム、まほろば号において、令和5年度から障がい者手帳アプリ「ミライロID」の使用を可能とする。 	福祉課	57
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者水泳教室を計8回(前・後期)実施、延べ21名の参加申込があった。指定管理者や障がい者団体と協議を行い、初級・中級とコースを分け、参加者の要望に合わせた教室運営を行った。また、今回より広報紙にて広く参加者を募集した。 ・市スポーツ推進委員研修会において、福岡県障がい者スポーツ協会より講師を招き、ボッチャについてコート設営から審判講習まで、幅広く学習した。 ・障がい者団体や、障害のある人が自動的に使うスポーツ活動に対して総合体育館(とびうめアリーナ)等の活動の場の提供に努めた。 ・12月に障がい者団体が主催するボッチャ交流会にスポーツ推進委員を審判として派遣し、スポーツ課職員も大会運営に協力した。 ・総合体育館(とびうめアリーナ)において、障がい者駐車場から正面入り口まで点字ブロックを増設した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツイベントや各種教室において、障がいのある人が気兼ねなく参加できる環境づくりや、支援に取り組み活動の機会や参加の場の拡大を図る。 ・障がいのある参加者へ障がい状況に応じた支援の提供、福祉課と連携してイベントや広報に努める。 ・スポーツ施設において、点字ブロックやオストメイトの設置、バリアフリー化等が十分でない施設があり、施設利用者や管理者、福祉課や障がい者団体の意見を聞き、可能な部分からの改修に努める。 	スポーツ課	57
68 障がいのある人が、市が実施する行事やイベント、各種教室等さまざまな文化・芸術活動に参加できるよう、条件整備や支援、人材の育成などに取り組み、活動の機会や参加の機会の拡大を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・主に市が実施する行事やイベント等の開催にあたっては、手話通訳や要約筆記等の情報保障に取り組んだ。 ・手話奉仕員養成講座を開催し、10人が修了した。 ・障がい者が市公共施設等で使用料等の割引を受ける際の利便性を向上するためには、令和5年度から障がい者手帳アプリ「ミライロID」の使用を可能とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者団体等への周知を行う。 ・障がいや障がいのある人への理解を深めるために、職員向け研修を行う。 	福祉課	57
	<ul style="list-style-type: none"> ・プラム・カルコア太宰府のバリアフリー化の一環として、車いす用昇降機を設置している。 ・プラム・カルコア太宰府敷地内の自動販売機に、ユニバーサルデザインのものを1台設置している。 ・主催事業では、常に車いす席の使用可能性を考慮した準備を行っている。ただし、構造上、車いす席には限りがあることから、多くの車いす利用者が観覧を希望した場合には対応できないおそれがある。 ・文化情報ガイドブックを発行して、生涯学習機会の充実を図った。発行回数年2回、発行部数各回1,600部。 ・新しいことにチャレンジして毎日を楽しく過ごしたい人のための初心者向け講座である、まほろば市民大学を実施し、生涯学習機会の充実を図った。 ・市民文化祭等においては、手話通訳者を配置し、聴覚に障がいのある人でも参加できるように配慮した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化情報ガイドブックを編集して講座情報を発信するなど、生涯学習機会の充実を図る。発行回数年2回、発行部数各回1,600部。障がい者を含めて広く周知するため市ホームページにも掲載する。 ・市民文化祭においては、手話通訳者を配置し、聴覚に障がいのある人でも参加できるように配慮する。 	文化学習課	57

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます
施策の柱2	地域での交流やスポーツ・文化芸術活動への参加の機会の充実
施策(3)	障がいのある人や団体の支援

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
69 障がいのある人や団体が取り組む活動の情報発信を支援し、団体への新規加入者の勧誘を応援するとともに、市民や事業者などに対し、活動への理解や行事への参加を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人やその家族の団体が取り組む活動の情報を市役所の窓口等で案内した。 ・市役所売店の運営を障がい者団体が行っており、障がい者の社会参加の場として活用しながら、障がい者理解の促進を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人や団体が取り組む活動情報等について、市役所において配架を行う。 	福祉課	57
70 障がいのある人や団体の主体性を尊重しつつ、障がいのある人が文化芸術を鑑賞し、表現活動への参加等を行うことで、文化の担い手となる環境の整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人やその家族の団体の意思、主体性を尊重し活動を支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント等の開催について情報発信を行う。 	福祉課	57

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます
施策の柱2	地域での交流やスポーツ・文化芸術活動への参加の機会の充実
施策(4)	ボランティアの育成と活動の支援

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
71 障がいのある人の社会参加を促すため、コミュニケーションや移動などの支援にかかるボランティアの育成やボランティア活動を行っている団体について、関係機関と協力しながら支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・太宰府手話の会等への補助を通し、コミュニケーションの支援にかかるボランティアの育成やボランティア活動を行っている団体との連携強化に努めた。 ・コミュニケーション支援の人材育成に取り組み、ボランティア活動への参加に興味が持てるよう、手話奉仕員養成講座を開催し、10人が修了した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員養成講座を開催する。 ・障がい福祉団体等へ補助金支給を行い、その運営を支援する。 	福祉課	57
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会と連携を密にし、ボランティア団体への支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会で実施している事業、ボランティアや市民の方と協働・協力による取組等をボランティア支援センターが発行している「ボランティア・市民活動団体一覧」に掲載し、各団体との情報を共有していく。 	地域コミュニティ課	57

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます	
施策の柱3	生活環境の整備	
施策(1)	福祉環境整備の推進	

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
72 障がいのある人にとって安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携や協力を求めながら、公共施設などの建築物のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化をすすめるとともに、道路交通環境や公共交通機関の利便性の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化のため、障がい者団体と協議を行った。 ・視覚障がい者用誘導ブロックの工事にあたっては、障がい者団体と協議を行った上で実施した。 ・ふくおかバリアフリーマップにおいて、市公共施設に関する情報を更新した、 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化のため、関係課等との検討を行う。 ・視覚障がい者用誘導ブロックの整備を促進する。 ・ふくおかバリアフリーマップ掲載情報の充実を図る。 	福祉課	58
	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン化を図るため、庁舎の和式トイレを一部洋式トイレへ変更した。また、洗面の水栓を自動水栓化を行った。さらに、病気や加齢によって尿漏れパッドやおむつを使用する人が、安心して外出できるように、市内全公共施設の多目的トイレ・男性用個室トイレにもサニタリーボックスを設置した。 ・老朽化した市役所東側進入路に補修工事を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「福岡県福祉のまちづくり条例」に則ってユニバーサルデザイン化を進めていく。 ・市役所西側進入路の補修工事を行う。 	管財課	58
	<ul style="list-style-type: none"> ・道路新設改良事業により歩道を整備する場合は、視覚障がい者誘導ブロックの設置を行った。 水城駅・口無線歩道新設、誘導ブロック設置(緑越) L=170m 西鉄都府楼前駅～タクシー乗り場歩道新設、誘導ブロック設置L=32.1m 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道を設置、整備する場合は、バリアフリーを考えた工事をしていく。 閑屋・向佐野線歩道新設、誘導ブロック設置 L=520m 西鉄都府楼前駅～西鉄バス乗り場(博多駅方面)誘導ブロック設置 L=106m 	建設課	58
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度は車両の更新を行っていないものの、車いすやベビーカー利用者の乗降の際に、乗務員がスムーズに介助を行えるよう研修をしている。 ・バス停増設等のダイヤ改正について、関係会議での意見収集に努めるとともに、運行事業者と改正に向けた協議を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両を購入する場合は、低床車両の導入を検討する。 ・車いすやベビーカー利用者の乗降の際に、乗務員がスムーズに介助を行えるよう研修(運行事業者にて、月に一度、全乗務員向けに研修を行っているもので、研修内容は、過去のトラブルなどの事例紹介により再発防止に努めることや、車いすを利用して現場での動きをシミュレーションするといったもの)を継続して、利用者がバスを安全に利用できるような取り組みを続けていく。 	地域コミュニティ課	58
73 点字誘導ブロック上に物を置かないことや身体障がい者用駐車スペースの適切な利用について、広報啓発活動を強化していくとともに、公共施設では、適切な駐車スペースの確保をすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> ・点字誘導ブロックの整備に合わせ、点字誘導ブロックに物を置かないなどの記事を掲載した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・点字誘導ブロックや障がい者用駐車スペースの必要性について広報掲載等による啓発を行う。 	福祉課	58
	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎正面駐車場に、障がい者用駐車スペースを確保している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎正面駐車場の障がい者用駐車スペースを必要な方が適切に利用できるよう、警備員による見回りを行う。 ・点字誘導ブロック、障がい者駐車スペースの看板、駐車場屋根などの設備について不具合が無いように適切に維持管理を行う。 	管財課	58
	<ul style="list-style-type: none"> ・市内のバス停を点検した時に、ベンチで点字誘導ブロックを塞いでいることがあったため、移動を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内バス停の定期的な見回りを行い、点字誘導ブロック上に物が置いていないかの確認を行う。 	地域コミュニティ課	58
	<ul style="list-style-type: none"> ・点字誘導ブロックの周りにはものを置かないように気を付けた。 ・障がい者駐車スペースは適切な利用を行えるように配慮した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センター施設内の点字ブロック上に、物品等を置かないように注意する。 ・障がい者駐車スペースについて、適切な利用を行えるように配慮する。 	子育て支援課	58
	<ul style="list-style-type: none"> ・太宰府館の障がい者用駐車スペースについて、掲示などで利用者に周知し、適切な利用ができるよう努めた。 ・点字誘導ブロック、障がい者駐車スペースの看板等の設備について不具合が無いよう、定期的な点検を行い、施設の適切な維持管理に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・太宰府館の障がい者用駐車スペースについて、掲示などにより適切な利用ができるよう努める。 	観光推進課	58

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
	・市民の森施設について、身体障がいの方が利用しやすいように点検を行った。	・市民の森施設について、身体障がいの方が利用しやすいように点検を行う。	産業振興課	58
	・文化ふれあい館においては玄関前に2台分の身体障がい者用駐車スペースを確保し、一般車両が駐車しないよう管理した。	・文化ふれあい館においては玄関前に2台分の身体障がい者用駐車スペースを確保し、一般車両が駐車しないよう管理する。	文化財課	58
	・点字誘導ブロック上に不要なものが置かれているという実態はなく、適切な利用が行われていた。障がい者用駐車スペースに関しても、障がい者用駐車スペースであると一目で分かるようにカラーコーンを置くなどしていたが、適切な利用をしているか利用者側の良心に委ねているのが現状である	・障がい者用駐車スペースの不適切な使用がないように、声掛けなどで理解を求める。	文化学習課	58
	・障がいのある施設利用者の通行の妨げにならぬよう、点字ブロック上に物を置かないように気を付け、また施設職員が声掛け等を行い合理的配慮を実施した。 ・障がい者用駐車場からとびうめアリーナのエントランス付近まで点字ブロックを増設した。	・点字誘導ブロックや障がい者用駐車スペースの必要性について、施設職員から利用者へ声掛け等を行い、合理的配慮に努める。	スポーツ課	58
74 障がいのある人の地域での活動や行事への参加を促すために、地区公民館の段差解消などのバリアフリー化を支援します。	・地区公民館の改修に対する補助金を交付した。20自治会に補助を行い、トイレのバリアフリー工事など、障害のある方にも使いやすい地区公民館とするために努めた。 ・施設整備計画に際してはバリアフリー化事業も対象になる旨記載した。	・地区公民館の改修に対する補助金を交付する。令和5年度は16自治会に補助金交付を予定している。バリアフリー化を含む工事としては、ひまわり台区に補助金支出を予定。また、改修計画については、自治会の要望と照らし合わせながら、バリアフリー化できるものについては助言等を行っていく。	文化学習課	58
75 障がいのある人の住宅の環境整備に関する相談に応じ、支援します。	・「住宅改修費給付事業」や「住みよか事業」に係る相談に応じた。「住みよか事業」の給付はなかったが、「住宅改修費給付事業」の支給を3件決定し、助成した。	・「住宅改修費給付事業」や「住みよか事業」に係る相談に応じ、対象者には給付を行っていく。	福祉課	58

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます	
施策の柱4	情報化の促進とコミュニケーションの支援	
施策(1)	情報提供アクセシビリティの向上	

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
76 市の広報紙やインターネット、窓口などで配布する冊子やパンフレットなどについては、読み手のことに配慮し工夫していくことで、障がいの有無にかかわらず、市政に関する情報を容易に取得できるよう、情報アクセシビリティの向上に努めます。	・障がい者プランの各課ヒアリングの機会に、問い合わせ先のメールやFAXの記載やコミュニケーション支援ボードの活用等について説明を行った。	・障がい者プランの各課ヒアリングの機会に、問い合わせ先のメールやFAXの記載やコミュニケーション支援ボードの活用等について説明を行う。	福祉課	59
	・「広報だざいふ」については、高齢者や障がいのある人にも読んでもらえるよう平易な文章となるように担当課と調整しながら編集を行った。さらに広報委員会においても、この視点を持ち内容の確認を行った。また、視覚に障がいのある人への配慮として、社会福祉協議会で活動する団体「声のボランティア」に「声の広報だざいふ」を作成および貸出してもらった。 ・ホームページについては、アクセシビリティに配慮した機能を普及するため利用者にPRを行った。また、アクセシビリティに配慮したページ作成がされるよう各課へ啓発を行った。	・「広報だざいふ」については、高齢者や障がいのある人にも読んでもらえるよう平易な文章となるように担当課と調整しながら編集を行う。さらに広報委員会においても、この視点を持ち内容の確認を行う。また、視覚に障がいのある人への配慮として、社会福祉協議会で活動する団体「声のボランティア」に「声の広報だざいふ」を作成および貸出してもらう。 ・ホームページについては、アクセシビリティに配慮した機能を普及するため利用者にPRを行う。また、アクセシビリティに配慮したページ作成がされるよう各課へ啓発を行う。	経営企画課	59
	・市の広報誌等ではできるだけ誰でも理解できる言葉に変換して発行している。 ・災害用語が難しいもの多いため、誰でも理解できる言葉にできるよう検討した。	・市の広報誌等ではできるだけ誰でも理解できる言葉に変換して発行していきたい。	防災安全課	59
	・人権啓発冊子「わたしたちの手でしあわせをひとつに」及び人権啓発に関する各種取り組みについては、市ホームページに掲載等において情報提供のバリアフリーに配慮した。	・人権啓発冊子「わたしたちの手でしあわせをひとつに」及び人権啓発に関する各種取り組みについては、市ホームページに掲載等において情報提供のバリアフリーに配慮する。	社会教育課	59
	・誰にでも読みやすい文字の大きさ、色合い等を考慮し、わかりやすい文章表現で作成するよう常に心がけた。	・ホームページや広報物等を作成する際は、分かりやすい表現やレイアウトを心掛け、障がいの有無に関わらず容易に情報を取得できるよう努める。	選挙管理委員会事務局	59

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます	
施策の柱4	情報化の促進とコミュニケーションの支援	
施策(2)	コミュニケーションの支援の充実	

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書 ページ
77 手話通訳者や要約筆記者などの養成・派遣事業の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 市内の聴覚障がい者等に対して手話通訳者もしくは要約筆記者の派遣した。 手話奉仕員養成講座を実施した。より派遣制度の利用を促進するためにも、手話奉仕員を養成し、通訳者を増やしていく必要がある。 <p>【派遣件数】手話通訳:49件 要約筆記:1件 【養成講座】受講者数:19人 修了者数:10人 -聴覚障がい者のコロナ禍における通院時やコロナワクチン接種において、ビデオ通話機能を使った遠隔手話通訳サービスを実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市内の聴覚障がい者等に対して手話通訳者もしくは要約筆記者の派遣を行う。 手話奉仕員養成講座を実施する。 	福祉課	59
78 市役所ならびに市が所管する行政窓口では、コミュニケーションの方法に配慮した取り組みをすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者の配置やコミュニケーション支援ボードの設置等により、正確かつ円滑に意思疎通ができるよう、障がいの特性に配慮したコミュニケーションを行った。 手話通訳設置員が庁舎内各課への同行、訪問調査等への同行を行うとともに、市長記者会見での手話通訳による支援を行った。 市役所等の各窓口に、耳の不自由な人への配慮を示す「耳マーク」を掲示して筆談等による応対を推進するとともに、聴覚障がい者の社会生活の上での不安等についてホームページ等で周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者・要約筆記者の配置やコミュニケーション支援ボードの設置等により、正確かつ円滑に意思疎通ができるよう取り組む。 	福祉課	59
	<ul style="list-style-type: none"> 窓口対応では、相手の状況に合わせて、各種配慮をした。 事業に際しては、障がいのある人も参加できる内容としたり、環境面でのバリアフリーや情報保障に配慮した。 ホームページやパンフレット等は、どんな人も読みやすいように作成した。 課題は、対象者が少ないので必要とすることが対応できたか確認不明。 	<ul style="list-style-type: none"> 窓口対応では、相手の状況に合わせて、各種配慮をしたい。 事業に際しては、障がいのある人も参加できる内容としたり、環境面でのバリアフリーや情報保障に配慮したい。 ホームページやパンフレット等は、どんな人も読みやすいように作成したい。 	防災安全課	59
	<ul style="list-style-type: none"> 窓口にて児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当などの各種手当支給の手続きに関する説明を行う際は、必要に応じ手当のしおり等を活用した。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度のしおりなどの資料を活用するとともに、必要な書類の漏れがないように、チェックシートを使用してわかりやすい説明を行う。 筆談や福祉課(手話通訳者)への依頼等を含め、来庁者の状況に応じた丁寧な対応を心掛ける。 	保育児童課	59
	<ul style="list-style-type: none"> カウンターでの手続きや相談が難しい方については、通路にある椅子にて対応した。 筆記によるコミュニケーションが取れるよう、紙と筆記具をカウンターのわかりやすい位置に設置した。 市内のバリアフリーを設置している場所がわかる地図を窓口に置いた。 	<ul style="list-style-type: none"> カウンターでの手続きや相談が難しい方については、通路にある椅子にて対応する。 筆記によるコミュニケーションが取れるよう、紙と筆記具をカウンターのわかりやすい位置に設置する。 	文化財課	59
	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚や音声・言語に障がいのある人には、必要に応じてコミュニケーション支援ボードを各窓口に設置し、職員が筆談でも対応できるようにするなど、本人の希望する方法で対応した。 資料を用いてわかりやすく説明した。 	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚や音声・言語に障がいのある人には、必要に応じてコミュニケーション支援ボードを各窓口に設置し、職員が筆談でも対応できるようにするなど、本人の希望する方法で対応する。 資料を用いてわかりやすく説明する。 	文化学習課	59
	<ul style="list-style-type: none"> 選挙の際は、ご家族や介助人の方と連携を図り、個々人の状態等に応じた適切なコミュニケーションの方法などを確認しながら事務を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 選挙の際は、ご家族や介助人の方と連携を図り、個々人の状態等に応じた適切なコミュニケーションの方法などを確認しながら事務を行います。 	選挙管理委員会事務局	59
79 広く市民の参加を求める講演会などでは、情報保障の観点から求められる配慮に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 元気づくり課、県保健福祉環境事務所と合同で毎年開催する精神保健福祉講演会においては、令和4年度は新型コロナウィルス感染症の影響により、対象者を限定したため、手話通訳と要約筆記の配置は行わなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍における精神保健福祉講演会開催にあたっては対象を限定する可能性があり、状況に応じて手話通訳と要約筆記の配置を行う。 	福祉課	59

取り組み内容	令和4年度の取り組み内容・課題	令和5年度の取り組み計画	担当課	計画書ページ
	・記者会見等では、聴覚に障がいのある人が情報を得られるよう手話通訳を行うとともに、モニターなどを活用した。また、その様子を動画で公開し市ホームページに掲載するなどして情報保障に努めた。	・記者会見等では、聴覚に障がいのある人が情報を得られるよう手話通訳を行うとともに、モニターなどを活用した。また、その様子を動画で公開し市ホームページに掲載するなどして情報保障に努める。	経営企画課	59
	・同和問題啓発強調月間市民講演会を7月9日(土)に実施。参加者は220名。会場内に、要約筆記、手話通訳を準備し、ロビー内でも視聴できるようモニターを準備した。 ・太宰府市男女共同参画市民フォーラムにて手話通訳、要約筆記を準備した。	・7月に開催予定の同和問題啓発強調月間市民講演会、12月に開催予定の太宰府市男女共同参画市民フォーラムにおいて、手話通訳及び要約筆記を準備する。	人権政策課	59
	・市制施行40周年記念「梅花の宴」では聴覚に障がいをお持ちの方にも、万葉の歴史や、和歌の持つ意味等を伝えられるよう、太宰府手話の会と連携し、歴史的な表現にも対応した手話通訳を行った。	・部屋やホールの広さに合わせてマイクの音量を調節し、また屋外で行うイベントでもマイクの大きさを上げるなど、講演内容が聞き取りやすいよう心掛け、必要に応じて手話が必要か検討する。 ・すべての人に配慮したイベントとなるよう心掛ける。	観光推進課	59
	・消費者啓発出前講座において啓発DVDを字幕有りで上映し、相手により伝わりやすい工夫を行った。	・消費者啓発出前講座や啓発講演会において、相手により伝わりやすいように工夫して実施するよう努める。	産業振興課	59
	・人権講座「ひまわり」、「人権まつりだざいふ」において、手話通訳を実施した。 ・成人式の式典において、手話通訳を実施した。	・人権講座「ひまわり」や「人権まつりだざいふ」においては、手話通訳や要約筆記の取り組みを継続して行う。 ・成人式の式典において、手話通訳を実施する。	社会教育課	59
	・令和文化会議にて手話通訳や要約筆記を実施した。要約筆記の投影位置については、会場施設の構造や利用者の利便性の観点から検討が必要である。	・講演会やイベントなどにおいて、手話通訳や要約筆記を導入してきたが、引き続き、取り組みを継続する。	文化財課	59
	・聴覚に障がいのある人が情報を得られるよう、話し方や要約筆記を準備するなど配慮に努めた。 ・手話通訳を準備したイベントとしては、市民文化祭や福岡県読書推進大会太宰府市大会があった。 ・要約筆記を準備したイベントとしては、福岡県読書推進大会太宰府市大会があった。	・聴覚に障がいのある人が情報を得られるよう、話し方や手話通訳・要約筆記を準備するなど配慮に努める。 ・手話通訳を準備するイベントとしては、市民文化祭を予定している。	文化学習課	59
80 市の広報紙やインターネット、窓口などで配布する冊子やパンフレット、講演会や学習会の開催などを通じ、情報の取得や意思疎通が困難な障がいや障がいのある人に対する理解を深める機会の提供に努めます。	・広報紙や市のホームページに情報を掲載し、窓口にも冊子やパンフレットを設置した。	・広報紙において、情報の取得や意思疎通が困難な障がいや障がいのある人についての掲載を行う。	福祉課	59